

三次市教育委員会議案第66号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成27年3月26日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改め、同項第5号中「教育委員会教育長」を「教育委員会委員」に改める。

第6条第1項第6号中「申請者の父母の市税完納証明書」を「申請者の父母の滞納がないことの証明書」に改める。

別表第3中

「

返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住したとき。	免除されるまでの返還金を完納していること。	① 戸籍の附票 ② 市税完納証明書	返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住し、かつ申請日以降に納期の到来する返還未済額の全部
-------------------------------	-----------------------	----------------------	---

」を

「

返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住したとき。	免除されるまでの返還金を完納していること。	① 戸籍の附票 ② 滞納がないことの証明書 ③ その他市長が必要と認める書類	返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住し、かつ、申請日以降に納期の到来する返還未済額の全部
-------------------------------	-----------------------	--	--

」に

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。